浦郷・美田地区集落排水処理施設及び東部地区公共下水道施設の
指定管理者募集要項

「西ノ島町生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成１５年条例第２号)」第１４条及び「西ノ島町公共下水道の設置及び管理に関する条例（平成１８年条例第３３号)」第２６条に規定に基づき、３施設を一括して管理ができる指定管理者を下記のとおり募集します。

１．対象施設の概要

（１）施設の名称

① 浦郷地区集落排水処理施設

② 美田地区集落排水処理施設

③ 東部地区公共下水道施設

（２）所在地

①島根県隠岐郡西ノ島町大字浦郷地内

②島根県隠岐郡西ノ島町大字美田地内

③島根県隠岐郡西ノ島町大字美田・別府・宇賀地内

（３）対象施設の規模

① 浦郷地区集落排水処理施設

○ 終末処理場　　１施設（　竣工年月　平成１４年３月　）

● 処理方式　　オキシディーションディッチ法＋紫外線消毒方式

○ 中継ポンプ　　１３箇所（　竣工年月　平成１７年３月　）

● マンホールポンプ

○ 管路　　１式　（　竣工年月　平成１７年３月　）

● 排水管路（　硬質塩化ビニール管、φ１５０mm　）及びマンホール

② 美田地区集落排水処理施設

○ 終末処理場　　１施設（　竣工年月　平成２３年３月　）

● 処理方式　　長時間ばっ気方式＋紫外線消毒方式

○ 中継ポンプ　　１１箇所（　竣工年月　　平成２５年３月　）

● マンホールポンプ

○ 管路　　１式　（　竣工年月　　平成２５年３月　）

● 排水管路（　硬質塩化ビニール管、φ１５０mm　）及びマンホール

③　東部地区公共下水道施設

○　終末処理場　　１施設（　竣工年月　平成１９年３月　）

- 処理方式　　オキシディーションディッチ法＋紫外線消毒方式

○　中継ポンプ　　１１箇所（　竣工年月　平成２２年３月　）

- マンホールポンプ

○　管路　　１式　（　竣工年月　平成２２年３月　）

- 排水管路（　硬質塩化ビニール管、φ１５０mm　）及びマンホール

２．管理者が行う業務

浦郷・美田集落排水処理施設及び公共下水道施設の維持管理に関すること。

（その他、浦郷・美田地区集落排水処理施設及び東部地区公共下水道施設指定管理者仕様書のとおり）

３．指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日の３年間とします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは取り消すことがあります。

４．指定管理料

（１）指定管理料は次のとおりとします。

９年度　１３，９５０，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

１０年度　１３，９５０，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

１１年度　１３，９５０，０００円以内（消費税及び地方消費税相当額を除く。）

（２）指定管理料は会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに協定書に定める方法により支払います。

５．指定管理業務に係る公租公課

指定管理者は、法人税や事業所税などが課税される場合があるため、応募者は、管轄の役場、税務署等の関係機関に確認する必要があります。

６．応募資格

（１）西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第２条第１項第１号から第７号に規定する者

（２）集落排水処理施設及び公共下水道施設の維持管理の経験と実績を有する者

（３）集落排水処理施設及び公共下水道施設の特殊性から、本町に事務所等を

有することができ、異常時及び緊急時に速やかに対応できるように常駐できる者

７．提出書類

（１） 様式第１号に規定する公の施設に係る指定管理者申込書

（２） 法人にあっては、定款又は寄付行為の写し及び登記簿謄本若しくは、これらに相当する書類

（３） 法人以外の団体にあっては、代表者を確認できる書類、会則及び構成員名簿又はこれらに相当する書類

（４） 様式第２号に規定する申込資格申立書

（５） 国税及び地方税の納税証明書(募集要項配布開始日以降に交付されたもの)又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式第２号）

（６） 応募にあたり提出する書類

① 既存受託事業概要書

イ 浦郷・美田地区集落排水処理施設及び東部地区公共下水道施設指定管理者事業計画書。

ロ 浦郷・美田地区集落排水処理施設及び東部地区公共下水道施設の管理に関する業務の収支予算書。

ハ 浦郷・美田地区集落排水処理施設及び東部地区公共下水道施設の職員配置計画。

② その他資料

８．選定基準

（１） 浦郷･美田地区集落排水処理施設及び公共下水道施設を行うにあたり、地域住民に理解されるような管理ができること。

（２） 事業計画書の内容が、浦郷・美田集落排水処理施設及び公共下水道施設の業務、利点を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

（３） 事業計画書の内容に沿った浦郷・美田集落排水処理施設及び公共下水道施設の管理を安定して行う能力を有すること。

（４） 浦郷・美田地区集落排水処理施設及び公共下水道施設の設置目的を達成するために十分な能力を有していること。

９．申請書提出期間及び提出先等

（１） 提出期限

令和８年１０月１４日（水）までに郵送または持参とします。

※郵送の場合、書留郵便により提出して下さい。(期限までに必着とします。)

（２） 提 出 先

〒684-0303　島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

西ノ島町長　坂 栄　一 秀　(所管：西ノ島町環境整備課)

ＴＥＬ　０８５１４－６－１７４８

ＦＡＸ　０８５１４－６－０１８６

アドレス　kusakari-yoshikazu@town.nishinoshima.shimane.jp

１０．質問事項の受付

（１） 受付期間

令和８年９月１４日（月）から令和８年１０月７日（水）まで

（２） 受付方法

上記９．（２）宛にファックス又はメールで質疑書を提出して下さい。

１１．選定結果

募集締切後、提出書類の審査・調査のうえ、後日通知します。なお、選定された指定管理者の候補者は令和８年１２月の西ノ島町議会の議決を経て指定管理者に決定され、協定を締結する予定です。

１２．その他

（１） 指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- 資金事情の悪化等により、業務履行が確実でないと認められるとき。
- 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

（２） 提出書類はお返しできません。なお、使用は庁内の検討資料に限ります。

（３） 審査委員会の選定結果に異議の申し立てはできません。

（４） 提出された書類は情報公開の請求により、開示することがあります。